

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年11月2日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成21年度決算に係る定期監査の結果に関する報告（以下「平成21年度決算監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成21年度決算監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

監査指摘	講じた措置
<p>1 総務部 財源確保室（財源確保推進課） 鳥取県職員宿舍管理業務に係る委託契約（中部地区）ほか1件について、契約書に定める実施報告書の受理が遅延していた。</p> <p>2 文化観光局 （1）文化政策課 「再興第93回院展鳥取展」開催事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p> <p>（2）観光政策課 商工手数料（旅行業更新登録申請等手数料）に係る証紙収入について、鳥取県収入証紙を貼付すべきところを誤って収入印紙を貼付した申請書を受理し、消印をしているものがあった。</p> <p>3 福祉保健部</p>	<p>実施報告書の提出の督促を失念していたことが原因である。 再発防止のため、契約時に委託業者及び関係地方機関と協議の場を設け、契約内容等の確認を行うとともに、委託業者に対し、実施報告書の提出期限前に、確認の連絡を行うこととした。</p> <p>実績報告書を提出するよう、再三再四督促を行ったにもかかわらず、補助事業者が応じなかったことが原因である。 今後、実績報告書の提出について、担当者が適宜適切に督促を行い、補助事業者が速やかに督促に応じないときは所属長等が督促を行うとともに、鳥取県補助金等交付規則に基づき厳正な対応を行うこととした。</p> <p>申請者に対し、収入印紙が貼付されていたことを説明し、平成23年3月に収入証紙による納付を受けた。 申請書の受理時の確認が不十分だったことが原因であり、再発防止のため、登録事務マニュアル及びチェックリストに収入証紙の確認を追記するとともに、所属長（平成23年度以降は、鳥取県収入証紙規則の改正に伴い所属長以外の一定の者でも可）が登録申請書及び証紙徴収整理簿により収入証紙の貼付を確認の上、担当者が消印を行う手続とした。 鳥取県収入証紙規則等に規定する事務手続の認識不足が原因である。</p>

<p>(1) 長寿社会課</p> <p>民生手数料（介護サービス情報公表手数料）に係る証紙収入について、申請書受理時に行うべき貼付された収入証紙の消印及び証紙徴収整理簿の確認を6か月に1度行っていた。</p>	<p>申請書の受理時に、所属長（平成23年度以降は、鳥取県収入証紙規則改正に伴い所属長以外の一定の者でも可）による収入証紙の消印及び証紙徴収整理簿の確認を行うことを徹底するとともに、会計事務研修を受講させ基本的な業務能力の向上を図った。</p>
<p>(2) 医療政策課</p> <p>看護職員等修学資金貸付金返還金に係る延滞金について、調定額に誤りがあり、また、調定を行っていないものがあった。</p>	<p>調定額に誤りがあった1名分49,647円及び調定を行っていなかった59名分164,926円について調定を行い通知した。</p> <p>延滞金の徴収方法についての認識不足が原因であることから、約定返還日後速やかに収納状況を確認し、納期限を過ぎて納入されたものには速やかに延滞金の調定を行うことを徹底した。</p>
<p>(3) 総合療育センター</p> <p>鳥取県立総合療育センター院内保育所運営業務委託契約ほか1件について、予定価格を決定していなかった。</p>	<p>公募型プロポーザル方式による随意契約については予定価格を決定する必要がないと誤認したことが原因である。</p> <p>再発防止策として、予定価格の決定を含めた適切な事務処理を行うため、契約事務の一連の流れ及び各手順において留意すべき重要項目を一覧にした契約事務フロー・チェックシートを作成し、所属内担当職員全員に周知徹底した。</p>
<p>4 農林水産部</p>	
<p>(1) 農林総合研究所園芸試験場</p> <p>鳥取県農林水産部農林総合研究所園芸試験場施設管理等の業務委託契約について、債務負担行為の限度額を超えて契約を締結していた。</p>	<p>債務負担行為が設定された委託契約の変更契約であるという認識が担当者及び決裁権者ともに不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、契約締結時における確認を徹底するとともに、所属内の研修において今回の指摘事項について周知を図った。</p> <p>また、今後、同様の事案が生じた場合は、増額部分について単年度の委託契約を締結することとした。</p>
<p>(2) 水産課</p> <p>地域養殖振興対策事業費補助金について、交付額に誤りがあった。</p>	<p>補助金交付先である町の予算措置を待ち、平成23年3月に超過交付分の返還を受けた。</p> <p>補助金交付要綱に対する認識が担当者及び決裁権者ともに不足していたことが原因であり、再発防止のため、所属内での確認及び精査を徹底するとともに、市町村に対して要綱の説明を行い、要綱の理解の徹底を図った。</p>
<p>5 県土整備部 空港港湾課</p>	
<p>鳥取県空港地上作業監視業務費補助金について、交付額に誤りがあった。</p>	<p>補助金の交付先から、平成22年10月に超過交付分の返還を受けた。</p> <p>実績報告に添付された地上作業監視業務報告書に基</p>

	<p>づく実績時間の計算が誤っていたことが原因であり、再発防止のため、所属内でのチェックを徹底した。</p> <p>なお、平成22年度以降は、交付要綱上の補助対象経費は「警備保障会社等に委託する場合はその委託料とする。」とあることから、実績時間によらず、航空会社から警備保障会社等への委託料の額に基づいて交付することとした。</p>
<p>6 総合事務所</p> <p>(1) 八頭総合事務所県土整備局</p> <p>土木使用料（電柱敷等に係る道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(2) 西部総合事務所</p> <p>福祉保健局庁舎入居者の冷暖房使用に係る行政財産使用料について、調定を行っていなかった。</p>	<p>公有財産使用許可簿の整備が十分ではなかったため、調定処理すべき案件の把握に時間を要したこと及び所属内での進捗管理が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、公有財産使用許可簿を再整備するとともに、進捗管理を徹底することにより調定処理に遅延が生じないようにした。</p> <p>未調定額について調定し、平成22年5月、11月及び12月に収納した。</p> <p>冷暖房使用に係る経費は、行政財産使用料の調定期とは別になるため、担当者が調定を失念したことが原因であり、再発防止のため、年間を通じた調定の予定について年間予定表等により係内で確認及び情報の共有を図るとともに、会計事務等研修会に担当者等が参加し業務能力の向上を図った。</p>
<p>7 会計管理者 庶務集中局</p> <p>不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。</p>	<p>地方機関から申請書類を受理した本庁の予算主務課の手続が遅れたことが原因であり、集中業務課が回付を受けたのが処分日当日となり、不用品の処分の承認が事後となったものである。</p> <p>再発防止のため、物品の処分の承認申請手続が遅延しないよう各所属長に周知徹底した。</p>
<p>8 病院局</p> <p>(1) 中央病院</p> <p>注射薬自動払出システムに関する複合契約について、予定価格を決定していなかった。</p> <p>(2) 厚生病院</p> <p>ア 厚生病院病棟エレベーター改修工事を対象事業とした地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る病院事業交付金について、調定額に誤りがあった。</p>	<p>別途契約していた医薬品・診療材料等物品調達管理業務受託業者と随意契約することとしたため、予定価格の決定が必要ないと誤認したことが原因である。</p> <p>再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、チェックリストによる書類点検を徹底した。</p> <p>実績報告に必要な請負金額を工事発注担当から補助金担当に報告する際、変更契約後の請負金額ではなく当初契約の請負金額を報告していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、工事発注担当からの報告の際には、補助金担当が実績の分かる書類により金額の確認を行</p>

<p>イ 職員駐車場使用料について、調定額に誤りがあった。</p>	<p>うことを徹底した。</p> <p>なお、今回の実績報告の額の誤りにより生じた損害については、厚生病院の医業収益で補てんした。</p> <p>過大徴収額は、平成22年6月に職員に返還した。</p> <p>職員からの使用許可の変更申請を受理し利用終了決定通知書を発行していたものの、職員駐車場使用料に係る収入調書作成時に当該職員分について削除しなかったことが原因であり、再発防止のため、収入調書作成時には、前月以降の新規及び変更（中止）一覧及び使用許可書の写しを添付するとともに、複数の職員によるチェックを徹底した。</p>
<p>9 教育委員会</p> <p>(1) 教育環境課</p> <p>雑入（水産実習船「若鳥丸」の用船料）について、調定が遅延していた。</p> <p>(2) 皆生養護学校</p> <p>スクールバス運行・管理業務委託契約に係る委託料について、支出額に誤りがあった。</p>	<p>用船契約上、用船料の支払と航海中の燃油代等の支払とは別であるにもかかわらず、燃油代等の支払後に用船料の調定を行うものと誤認していたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、用船契約期間満了後直ちに収入調定を行うことを徹底するとともに、契約内容について担当者が正しく理解することはもちろん、所属全体で今回の指摘内容について情報を共有し、請求時期に係る認識を統一した。</p> <p>消費税等が加算されていなかったことによる当該未払い額については、平成22年2月に支払った。</p> <p>請求書に対する内容チェックの不備が原因であり、再発防止のため、請求書の内容を確認することを徹底した。</p> <p>なお、1日ごとの経費に消費税等を加算し、毎月その合計額を支出額としていたが、今回の指摘を受け、平成22年度以降は、1月分の経費の合計額に消費税等を加算した額を支出額とすることで委託業者と合意した。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 統轄監（未来づくり推進局）</p> <p>タイムリーで効果的な情報発信について（広報課（広報課・未来戦略課））</p> <p>本県の試験研究機関では、鳥姫（酒米）、ねばりっこ（ながいも）等の新品種が生み出され県内外から高い評価を得る等広報素材が多くあり、PRがなされているところである。しかし、他県に先行して成果を上げている研究事例が遅れて報道されるなど、スピード感や情報提供の時期を失い、インパクトに</p>	<p>県民に県の取組等が十分に伝わるようにすることは、県政に関心を持っていただくためにも重要である。</p> <p>このため、各種研修会の開催及び庁内メールマガジン「広報のススメ」の発行等により、職員全体の広報能力向上を図るとともに、平成22年度に設置した各部署等広報担当者との連携により広報素材を掘り起こし</p>

欠けていると感じることもある。

また、マスコミでの露出度においても、山陰両県は報道ツール（新聞、テレビ、ラジオ等）が同様であるため、隣県よりも少ないのではないかと感じられるところでもある。

については、統轄監及び各部局は連携して戦略的な広報に努め、タイムリーかつスピーディーに情報提供を行うとともに、県内外への効果的な情報発信に努められたい。

2 総務部

(1) 業務上のノウハウの継承について（業務効率化室（業務効率推進課））

近年、定期監査において不適正事案が増加傾向にあり、その中でも、イージーミスやケアレスミスなど財務会計の基本的な知識不足によると思われる事例が多く見られる。

財務会計事務については、事務に熟知した職員が少なくなり、若い職員への指導及び上司の進捗管理・確認が十分に行えない状況となっている。

技術部門については、職員数の減少等により現場へ出向く機会が減少し、現場に熟知した職員が少なくなり、関係団体や施工業者への指導に支障がでてきている。

業務全般については、電子決裁の導入などの影響により、職員間のコミュニケーションが不足し、これまで培ってきた経験や知識が十分に継承されず、組織としての確認や判断が的確に行われないことも危惧される。

このような状況が続けば、今後の円滑な業務の執行に大きな支障をきたすことが懸念されるところである。

については、各業務の検証を行い、職員の業務上のノウハウが若い職員へスムーズに引き継がれるような方策を検討されたい。

たり、未来づくり推進局から各部局等に積極的に働きかけるなどして、時機を逃さない効果的な広報に努めている。

また、全国での認知度・好感度を高め、鳥取県のブランドイメージを形成・向上させることは、鳥取県への観光客誘致、食品等の県産品の販路拡大及び移住定住促進等に当たって重要である。

このため、県外本部を含む関係課が情報発信担当者会議において、テーマ、ターゲット、タイミング等を点検し、それぞれの取組を部局横断的に連携させることによって、効果的な情報発信に取り組んでいる。特に情報の発信拠点となる首都圏に対してワーキングチームを設置して重点的に取り組んでいる。

さらに、広報紙「とっとり県政だより」電子書籍版を発行するとともに、YouTube（とっとり情報チャンネル）、ツイッター（toritter）及びフェイスブック等のソーシャルメディアを活用するなど、新たな広報媒体での情報発信に取り組んでいる。

財務会計事務については、担当者研修の実施、会計事務のポイントをまとめた「会計局からのお知らせ」の発行、「会計事務処理標準テキスト」の作成等により従来からノウハウの継承に取り組んでいるところであり、引き続き、取組の充実に努めていく。

また、技術部門については、県土整備部の業務改善プロジェクトチームにおける検討結果を基に、現場に出向く時間を増やすため、監督基準等の改訂を行い、準監督員（必要に応じて非常勤職員又は建設コンサルタント等への監督業務委託により指定した者）の権限を強化し、及び自社施工確認の簡素化等の事務手続を見直すとともに、積算業務の一部委託を試行したり、職員の技術力の向上を目的とした若年層育成プログラムの策定し、所属におけるOJT（職場内の教育訓練）の推進、監督基準等の研修を実施しているところである。

さらに、平成22年度から無理・無駄を追放するためのカイゼン運動を実施しており、この中で予算決算業務について「業務の見える化」への取組を通して業務マニュアルの作成、知識の共有化に成果を上げた好事例があり、この取組を全庁的に展開するとともに、平成23年度も引き続き「業務の見える化」に重点をおいてカイゼン運動を実施しており、これらの取組を通じて業務上のノウハウの継承を図ることとしている。

(2) 総合事務所のあり方について（業務効率化室（業務効率推進課））

総合事務所については、平成13年度に日野総合事務所が設置されたのを皮切りに、平成18年度には県下5つの総合事務所が設置され、11の事務を所掌している。

総合事務所の設置により、住民の利便性の向上や住民の意見が迅速に行政に反映される等の効果が出ている。

しかし、個別の事務をみると、現場で苦慮している状況が見られる。

具体的には、今年4月から東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所に農商工連携チームが設置されたが、東部地区では「商工業及び労働に関する事務」を商工労働部が担当しているため、東部総合事務所では商工団体等の情報が不足し、農商工連携業務の推進に苦慮している。

また、林道整備等については、八頭総合事務所では鳥取市及び岩美郡を、日野総合事務所では米子市、境港市及び西伯郡をエリアとしているが、エリアが広範囲にわたるため、業者への指導・監督等に苦慮している。

さらに、日野郡では7月に日野地区連携共同協議会が設置され、各種の事務を共同して取り組む動きも出ており、福祉業務をはじめとした市町村への権限移譲も念頭に置いて、県庁と各総合事務所の業務を検証する時期にきている。

については、県民の視点や効率性の観点から、特に、東部地区においては総合事務所の統合を念頭に置きながら、県庁と総合事務所との役割分担及び組織・体制のあり方について、検討を行われたい。

(3) 研修効果の波及方策について（自治研修所（職員人材開発センター））

職員人材開発センターでは、職務に必要な階層別の研修や個人の能力開発研修等、県職員の資質向上に必要な研修を実施している。

しかし、能力開発研修の一環である財務会計事務の研修については、業務の多忙等により研修を受講できない状況や、研修を受講した場合でも、職場での伝達が行われていない状況が見受けられた。

研修によっては、その内容を広く職場に伝えることにより、研修の効果がさらに高まるものと思われる。

組織体制については、毎年度点検・見直しを行っているところであるが、特に総合事務所については、市町村合併に加え、近年は町村福祉事務所の設置、鳥取県地方税滞納整理機構の設置等、県と市町村を取り巻く状況も変化している。

このため、平成24年度に、組織のあり方検討会を設置し、総合事務所も含めた県の行政機能の整理や今後の体制のあり方を検討することとしている。

職員人材開発センターが実施する研修のうち、講師の承諾が得られたものについて、研修内容を撮影したDVDを作成し、研修に参加できなかった職員も研修内容を視聴することができるようにするとともに、研修テキストを庁内LANの研修データベースに掲載した。

また、伝達研修については、各部局研修担当者に

- (1) 朝礼等での研修の概要や感想の発表
- (2) 所属内での伝達講習の実施
- (3) 研修の復命書の職場内での供覧

等の方法により、研修効果を維持させるためにも各部

<p>については、研修の内容に応じて、受講者による伝達研修の実施、DVDの作成やホームページへの掲載など、研修の効果がより波及する方策を検討されたい。</p>	<p>局で取り組むよう依頼した。</p>
<p>3 総務部及び農林水産部共通「水産試験場の組織体制の検証について」（業務効率化室（業務効率推進課）及び水産課）</p> <p>水産研究の連携及び庶務部門の集中化による組織のスリム化を図るため、平成21年4月に水産試験場（境港市）と栽培漁業センター（湯梨浜町）が統合された。</p> <p>新組織となって1年が経過しているが、対象とする分野がそれぞれ海洋域と沿岸域で大きく異なること、双方の所在地が離れていることにより事務処理が非効率となっていることなど、業務管理や会計処理上の問題が生じているため、組織統合のメリットが感じられないとの意見も出されており、今後の業務のあり方について検証する必要があると考える。</p> <p>については、職員や関係者の意見を聞きながら水産試験場の業務管理や会計処理上の問題点等について、検証されたい。</p>	<p>水産試験場については、現場職員等からの意見も踏まえ、業務遂行が迅速かつ円滑にできるよう、平成23年4月に水産試験場から栽培漁業センターを分離するとともに、栽培漁業センターを新たに出納機関に定めた。</p>
<p>4 総務部及び会計管理者共通「財務会計事務の適正な執行について」</p> <p>(1) 事務処理の進行管理及び確認体制等について（会計指導課）</p> <p>例年の定期監査において不適正事項が減少しないことから、平成21年度決算に係る定期監査において、財務の事務処理に係る進行管理及び確認体制を調査したところ、担当者やその上司について、適正な知識の習得や組織としての進行管理が必要であると判断される状況が見受けられた。</p> <p>については、事務を適正に執行するため、進行管理及び確認体制の充実を指導されたい。</p> <p>また、会計事務研修の受講や受講者による伝達研修の実施について指導されたい。</p> <p>(2) 会計規則等の見直しについて（会計指導課及び集中業務課）</p> <p>収入証紙の取扱いについて、現行の鳥取県収入証紙規則では証紙収入が発生する都度、出納機関の長等が収入証紙の消印・整理を行うこととなっている。</p> <p>しかし、鳥取看護専門学校のように出納機関の長が病院長のため多忙であったり、農林総合研究所の各試験場のように出納機関の長（農林総合研究所長）の勤務地が遠隔地であるため、規則を遵</p>	<p>より一層の適正な財務会計事務処理を確保するため、進行管理表等による組織的な進捗状況等の確認体制の確立に向けた取組を行うよう全所属に要請した。</p> <p>また、会計事務研修の受講を促進するため、研修会に参加できる環境づくりに配慮することや定期監査で指摘を受けた所属からは1名以上参加させる等要請するとともに、伝達研修についても、所属長にその実施を要請する等、財務会計事務処理に係る認識や理解を組織として共有するための取組を行った。</p> <p>出納機関の長が多忙又は勤務地が遠隔地であっても、収入証紙の適正な消印・整理が行えるよう平成23年4月1日付けで収入証紙規則を改正し、鳥取看護専門学校では副校長が、農林総合研究所で収入証紙を取り扱う林業試験場及び畜産試験場では場長が、収入証紙の消印・整理を行うこととした。</p> <p>また、生產品の処分については、平成23年4月1日付けで会計規則及び事務処理権限規則を改正し、各試</p>

<p>守ることが困難な状況となっている。</p> <p>また、生產品の処分について現行の鳥取県物品事務取扱規則では、その都度出納機関の長の承認を受けることとなっているが、農林総合研究所の各試験場は月に1回の承認となっている。</p> <p>ついては、規則を遵守することが困難な事例が見受けられるので、現場の意見を聞きながら、実態に応じた規則等の見直しを行うとともに、時代の変化に対応した簡素・合理化を図られたい。</p> <p>(3) 事務処理体制について(人事・評価室(人事企画課)及び業務効率化室(業務効率推進課))</p> <p>会計事務については、業務の効率化等に伴い、庶務集中化と正規職員から非常勤職員への転換が図られているところである。</p> <p>その結果、機関によっては、技術職員が出納員となり非常勤職員とともに会計事務を処理している状況などが見受けられ、担当職員全員が同時に異動や交代となれば、会計事務処理に支障が生じることが懸念される。</p> <p>ついては、少数の職員で会計事務処理を行っている機関については、現状を検証した上で、会計事務処理に支障が生じないよう人事異動や非常勤職員の交代に配慮されたい。</p>	<p>験場内での手続のみで処分できることとした。</p> <p>今後も、現場の実態把握に努め、適正な会計事務処理を確保した上で、規則等の見直し、手続きの簡素・合理化を図っていきたい。</p> <p>人事異動及び非常勤職員の交代に当たっては、業務の停滞や混乱が生じず、組織力を最大限発揮できるような体制の確保に努めているところであるが、特に、財務会計事務など一定の知識及び経験が必要となる業務を少人数で実施している所属においては、一定程度長期間在職させたり適性に配慮した人事配置を行うなど引き続き留意していきたい。</p>
<p>5 福祉保健部「発達障がいへの理解と支援について」(子ども発達支援室(子ども発達支援課))</p> <p>発達障がいは、比較的新しい概念であり、かなり研究が進んだ分野もあれば、まだ十分でない分野もあるのが現状である。</p> <p>また、医療、生活支援、就労支援等の現場で、発達障がい理解のある支援者が不足しており、特に医師の不足が支援体制の充実を図る上での制約になっている。</p> <p>一方で、発達障がいの範囲は広く、対象者も広範囲であり、全ての者に支援を行える状況にない中で、県としてどのような症状や状況に置かれている者に支援を行うのか、方針を明確化する段階には至っていない。</p> <p>乳幼児期から学齢期にある者については保育園や学校、療育機関等を通じて個々に応じた支援が充実しつつあると思われるが、成人については現状の把握も困難であり、適切な支援を受けないまま成人となった者も多いと思われる。</p> <p>県内では、「エール」自閉症・発達障害支援センター等の機関で研修や相談支援等を行っているが、その活動内容や発達障がいへの理解が広く一般に浸</p>	<p>子どもの心の問題に対応できると手を挙げた医療機関は50機関あるが、これらの医療機関が子どもの心の問題全てに対応できるわけではない。特に発達障がいを診る医療機関は限られており、受診が集中していることから、身近な地域で第1次的に対応できる医療機関を増やす必要がある。</p> <p>このため、医師及び医療従事者を対象とした講演会等を実施し、子どもの心の問題に対応できる人材の育成及び子どもの心の問題に対応できる医師のレベルアップを図るとともに、平成24年度以降も圏域ごとに医師のネットワークを構築することにより情報共有など連携を図っていくこととしている。</p> <p>また、発達障がいについて、県内外の講師による講演会の開催や「県政だより」への掲載等により一般県民の理解・普及を図るとともに、ペアレントメンター(発達障がいの子どもを持つ保護者で、子育ての先輩保護者として、同じ境遇の保護者の相談にのる者)が学校に出向き、疑似体験を通して生徒、保護者又は教師の発達障がいへの理解の促進等に努めた。その他、「エール」発達障がい者支援センターでは、発達障が</p>

透しているとは言い難い。

については、発達支援の分野における医師不足の解消について、関係医療機関に強く働きかけて早期の解決を図られたい。

また、「エール」自閉症・発達障害支援センター等で実施している研修活動や相談支援活動について広く県民に紹介するなど、発達障がいへの理解が深まるよう努力されたい。

さらに、現在、国において支援のあり方について検討が進められているところであるが、この検討に合わせ、どのような者にどのような支援を行うのか関係者と十分に議論を行われたい。

6 福祉保健部及び病院局共通「看護教員の養成について」（医療政策課及び病院局）

医療従事者の養成・確保が医療行政の重要課題となっており、看護師養成の充実を図るために平成23年度から倉吉総合看護専門学校の入学生定員が10人増員される予定である。

その一方で、看護師養成を担う看護教員については、有資格者の絶対数が少ないため、確保が困難な状況にあり、倉吉総合看護専門学校では定員どおりの教員数が確保できていない。

このような状況において、看護教員を安定的に確保するためには、県立病院の担う役割が大きい、病院に勤務する看護師の中には、看護専門学校勤務後、高度化・専門化が著しい病院現場に復帰できなくなるのではないかと危惧する意見もある。

このため、病院から看護専門学校に派遣する場合には、派遣期間を明確にするなど看護師の不安を解消するとともに、看護教員の養成を計画的に行う必要がある。

については、看護師養成の充実を図るために、福祉保健部及び病院局は連携して看護教員の計画的な養成に努められたい。

いの理解と支援について、ホームページを通じて紹介している。

さらに、発達障がい者支援体制整備検討委員会で、国の動向を踏まえながら、発達障がい児（者）及びその家族に対する支援や発達障がいの理解、啓発の方法等について、議論及び検討をしており、これを踏まえて、平成24年度は、ペアレントメンターの活動に対する支援、市町村における発達支援コーディネーターの養成支援及び大人の発達障がい支援の事業を実施することとしている。

現在、県立の看護専門学校における看護教員の定数は充足しているが、学生の看護実践能力の向上の観点から、引き続き看護教員の充実を図ることが必要である。

看護教員の養成については、従来、国の機関が実施する看護教員養成課程に県立病院の看護師を派遣していたが、国は養成課程を平成21年度で廃止し、平成23年度以降はブロック単位で養成することとされた。

これにより、平成22年度は、県立病院の看護師1名を兵庫県に派遣できたが、平成23年度は中国ブロック内各県の受講者数が予め決められたため、県内では西部医師会附属米子看護高等専修学校から1名が派遣され、県立病院から希望のあった看護師1名は受講できなかった。

このため、看護教員の養成は鳥取県のみ課題にとどまらないと考え、中国地方知事会において、中国ブロック各県が協力して看護教員の養成に取り組むことを提案した結果、平成24年度、中国ブロック各県で教員養成講習会受講の2名の固定枠を設定することとなり、鳥取県からは県立病院の看護師2名を含む3名が受講することができた。

また、県内において教員資格の取得ができるように鳥取大学に依頼しており、鳥取大学では、現在、大学院で資格取得に必要な科目履修ができるよう、平成25年度に新たに講座を開設する予定である。さらに、在学中に教育に関する科目4単位を受講した者は、卒業後実務経験3年以上で看護教員の資格が取得できることとなるため、このことを学部生に周知することとした。

また、平成24年度及び25年度の2年間、鳥取大学への委託研究と併せ、県立病院看護師1名を研修派遣し、

<p>7 商工労働部「公営企業会計決算審査意見への対応について」（産業振興総室）</p> <p>工業用水道事業及び米子崎津地区の埋立事業について、公営企業会計決算審査意見書において次のとおりそれぞれ意見を付したところである。</p> <p>については、この両事業は企業立地や企業動向に密接に関連することから、商工労働部においても、今後の事業展開や取組方策等について企業局と一体となって検討し善処されたい。</p>	<p>看護教員の資格を取得させることとしている。</p> <p>なお、県立病院及び県内の看護高等専修学校等に対して、引き続き受講希望者を積極的に公募していくこととしている。</p> <p>県営工業用水道及び県営工業団地は、誘致企業及び既存企業の支援を行っていく上で重要なインフラである。</p> <p>今後も、次に掲げる方策等に基づき、企業局と一体となって利用促進を図っていく。</p> <p>1 工業用水道事業について</p> <p>(1) 企業局では、鳥取地区工業用水道において、平成23年度から工業用水道の利用を促進するため、企業に対して給水施設の整備に対する費用の一部を助成する制度を創設した。平成24年度は制度の対象を日野川工業用水道にも拡充し、引き続き地元市町村等の関係機関と連携し需要拡大に努めることとしている。</p> <p>(2) 工業用水道事業の経営の健全性を確保するため、今後の経営見通しのもとに、引き続き出資金の支援を行う予定である</p> <p>2 米子崎津地区の利活用について</p> <p>米子市有地、崎津住宅団地と合わせて、大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業用地として民間企業に提案したところ、候補地の一つに選定された。現在、事業計画等の詳細について協議を重ねている。</p>
--	--